

第1編 共通対策編

第1章 総則

第1節 総則

1 鳴門市の地勢

当市は、徳島県の東北端に位置し、南は吉野川、北は阿讃山脈、東は紀伊水道に面し、東西約 19.25 km、南北 13.52 km、面積 135.66 km²（令和 4 年 7 月 1 日時点国土地理院より）、人口 54,877 人（令和 4 年 9 月 30 日時点、住民登録人口より）の市である。

鳴門市役所	所在地	北緯	東経
	鳴門市撫養町南浜字東浜 170	34 度 10 分 9 秒	134 度 36 分 40 秒

2 鳴門市の地質

当市は、全面積の約 6 割が山地のため、平地は約 4 割である。市域の北部は阿讃山脈の東端にあたり山地が多く、南部は吉野川の北岸下流域に位置しており、吉野川流域に開けた沖積平野となっている。

市の最高峰である大麻山は標高 538m で、山地は上部白亜系の和泉層群で構成されている。

阿讃山脈の南麓、ほぼ吉野川に沿う形で西日本最大の活断層である「中央構造線活断層帯」が東西に走っており、この断層帯を構成する断層のうち、市内では大手海岸から讃岐山脈のほぼ南縁に沿って延びる「鳴門断層」と、その少し南を並走する「鳴門南断層」の 2 つの活断層がある。

3 鳴門市の気象

徳島県は、四国山地の北側と南側で大きく 2 つの気候区に大別される。鳴門市を含む北部は典型的な瀬戸内気候に属し、温暖で全国的に見て少雨地域の部類であり、南部は典型的な太平洋気候に属して、四国山地の南東斜面を中心とした山地は、日本でも有数の多雨地域で台風や梅雨、秋雨の季節には記録的な降水量になることがある。また、県内は面積の約 8 割を山地が占めており、県西部の山間部では沿岸部に比べ気温の変動が大きく、冬場には大雪による雪害が発生することもある。このような複雑な気象特性から、自然災害の影響を受けやすい地域となっている。

4 鳴門市の降水量及び気温

- (1) 1991年から2020年に観測された、徳島県内各地の年平均降水量で、木頭（きとう）観測所・海陽（かいよう）観測所・福原旭（ふくはらあさひ）観測所で3,000mm以上となっている。一方、最も少ないのは剣山（つるぎさん）の北側の穴吹（あなぶき）及び池田（いけだ）観測所で約1,500mmとなっている。剣山系を境として、県北部の降水量は県南部の多いところのおよそ半分となっている。雨の多い年には剣山系南側では、4,000mm以上に達することもある。また、雨の少ない年には剣山系北側では、1,000mm以下のこともある。「鳴門市消防年報」（鳴門市消防本部）によると、鳴門市の年平均降水量は約1,350mmであり、県内では雨量が少ない地域に属する。
- (2) 鳴門市における年平均気温は、約16℃で、1年を通じての寒暖差は約38℃となっている。

鳴門市の平均気温及び年降水量				
年	気温(℃)			降水量(mm)
	平均	最高	最低	総量
2016	16.8	35.6	-4.5	1,329.5
2017	15.8	34.7	-1.5	1,151.5
2018	16.6	37.9	-3.2	1,394.0
2019	16.6	34.6	-0.8	1,185.5
2020	16.5	35.4	-1.4	1,353.5
2021	16.9	35.1	-3.7	1,236.0
平均	16.5	35.5	-2.51	1,275.0
「鳴門市消防年報」(鳴門市消防本部)より。				

5 用語

用語	意味
法	災害対策基本法をいう。
県本部(長)	徳島県災害対策本部(長)をいう。
県支部(長)	徳島県災害対策支部(長)の鳴門支部(長)をいう。
県現地災害対策本部(長)	徳島県災害対策本部の現地災害対策本部(長)をいう。
市対策本部(長)	鳴門市災害対策本部(長)をいう。
市警戒本部(長)	鳴門市災害警戒本部(長)をいう。
国計画	防災基本計画をいう。
県計画	徳島県地域防災計画をいう。
本計画	鳴門市地域防災計画をいう。
災害時	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
避難場所	災害の発生やその他の危険から身を守るために一時的に避難する場所
避難所	避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設
要配慮者	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、医療的ケアを必要とする者、外国人、その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
複合災害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

6 鳴門市地域防災計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、鳴門市（以下「市」という。）の地域（石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域を除く。）に係る災害対策に関し、次の事項について定め、もって防災の万全を期するものとする。

- (1) 市の区域を管轄する指定地方行政機関、市、徳島県（以下「県」という。）、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の対処すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及びその他の災害予防の計画
- (3) 災害対策本部等の組織、災害に関する注意報又は警報等の伝達、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- (4) 災害復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

7 計画の基本方針

本計画は、国計画及び県計画並びに関係行政機関、関係公共機関等の業務計画を踏まえ、市の気象、地勢その他地域の特性によって起こりうる災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、過去に経験した災害と、これに対して実施した応急対策及び復旧状況等を検討して作成するものである。

被害を出さないという「防災」の考え方及び災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても、人命を守ることを最優先として各防災機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興及びその他必要な災害対策の基本的事項を定めるものである。

また、南海トラフ巨大地震や風水害など大規模災害時のリスク軽減を図るため、国土強靱化地域計画を作成し、計画に基づきハード・ソフト両面から防災対策を推進するものとする。

8 計画の周知徹底

本計画は、市関係職員、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知を図るものとする。

9 計画修正の方針

本計画は、法 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めたときは、速やかに修正するものとする。

10 計画の構成

本計画の章立ては、「編、章、節」とする。段落は、「1、(1)、1.、ア、○、・」とする。箇条書きは「(1)、1.、ア、○、・」とする。

共通対策編	各編に共通する総則、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興
南海トラフ地震対策編	南海トラフ地震(遠地津波を含む)による災害対策
直下型地震対策編	直下型地震による災害対策
風水害対策編	風水害による災害対策
大規模事故等災害対策編	海上事故、航空事故、鉄道事故、道路事故、危険物等事故、大規模な火事、林野火災、原子力事故による災害対策
防災気象情報編	災害対応等に関連する気象情報
資料編	各編に付属する各種資料

第2節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災機関の概要

防災機関の種類	詳細
鳴門市	
徳島県	
指定地方行政機関	国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所、徳島海上保安部、徳島地方気象台
指定公共機関	西日本電信電話株式会社徳島支店、株式会社NTTドコモ四国支社徳島支店、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、四国旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター、西日本高速道路株式会社四国支社徳島高速道路事務所
指定地方公共機関	一般社団法人鳴門市医師会、一般社団法人徳島県エルピーガス協会鳴門地区会、NX徳通株式会社鳴門支店、社会福祉法人鳴門市社会福祉協議会、公益社団法人徳島県看護協会徳島支部、一般社団法人徳島県薬剤師会鳴門支部、一般社団法人徳島県歯科医師会鳴門市歯科医師会
自衛隊	陸上自衛隊第14旅団及び自衛隊徳島地方協力本部
その他	鳴門商工会議所、大麻町商工会、里浦農業協同組合、大津松茂農業協同組合、徳島北農業協同組合、鳴門市水産振興協議会、地方独立行政法人徳島県鳴門病院、徳島バス株式会社、鳴門市民生委員児童委員協議会、鳴門市婦人防火クラブ連合会、鳴門市自主防災会連絡協議会、国立大学法人鳴門教育大学、鳴門市自治振興連合会、株式会社テレビ鳴門、鳴門市水道指定業者協同組合、一般社団法人徳島県建設業協会鳴門支部、公益社団法人徳島県建築士会鳴門地域会

2 鳴門市

市は、県に準じた次の対策を立て、災害に対処するものであるが、災害救助法発令後は、知事の補助機関として災害救助にあたる。

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 防災組織の整備
- (3) 防災知識の普及・啓発
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検
- (6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (7) 市地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 市民等に対する災害広報
- (9) 警報の伝達及び避難の指示
- (10) 消防・水防その他の応急措置
- (11) 被災者の救難、救助、その他の保護及び避難所の開設
- (12) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育
- (13) 食料、医薬品、その他の物資の確保
- (14) 施設及び設備の応急の復旧
- (15) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (16) 緊急輸送等の確保
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 公共的団体及び自主防災組織の育成指導
- (19) ボランティアに関する事項
- (20) 企業防災の推進
- (21) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

3 徳島県

県は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し自ら次のことを実施するとともに市町村に対し必要な指示勧告を行う。

- (1) 県防災会議に関する事務
- (2) 防災組織の整備
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (6) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 住民等に対する災害広報

- (8) 警報の伝達及び避難の指示
- (9) 消防・水防その他の応急措置
- (10) 被災者の救難、救助、その他の保護
- (11) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育
- (12) 食料、医薬品、その他の物資の確保
- (13) 施設及び設備の応急の復旧
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送等の確保
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項
- (19) ボランティアに関する事項
- (20) 公共的団体及び住民防災組織の育成指導
- (21) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

4 国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所

- (1) 吉野川直轄管理区間の河川管理施設の整備と防災管理
- (2) 水防のための洪水予報(吉野川)、氾濫警戒情報(旧吉野川)並びに水防警報(吉野川・旧吉野川)及び情報の伝達
- (3) 被災河川管理施設の復旧(直轄区域)
- (4) 国道(11号、28号)の直轄区間の整備と維持管理
- (5) 国道(11号、28号)の直轄区間の災害復旧

5 徳島海上保安部

- (1) 海上災害の予防
- (2) 災害情報の収集・連絡
- (3) 海上災害に関する警報等の伝達・警戒及び事故情報の提供
- (4) 海上における救助、救急及び消火活動
- (5) 海上交通の安全確保
- (6) 人員、物資等の緊急輸送
- (7) 海上における治安、社会秩序の維持
- (8) 危険物等の海上流出対策及び危険物積載船舶に対する保安措置

6 徳島地方気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

7 西日本電信電話株式会社徳島支店・株式会社N T T ドコモ四国支社徳島支店

- (1) 電気通信施設の整備
- (2) 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

8 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社

- (1) 電力施設等の防災管理
- (2) 電力供給
- (3) 被害施設の応急対策及び災害復旧

9 四国旅客鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の保全
- (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
- (3) 災害時における旅客の安全確保

10 本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター

- (1) 一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)鳴門市内区間の整備と防災管理
- (2) 一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)鳴門市内区間の維持管理
- (3) 一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)鳴門市内区間の災害復旧

1 1 西日本高速道路株式会社四国支社徳島高速道路事務所

- (1) 高松自動車道(鳴門 IC～引田 IC)の整備、防災管理、維持管理及び災害復旧
- (2) 徳島自動車道(鳴門 JCT～徳島 IC)の整備、防災管理、維持管理及び災害復旧

1 2 一般社団法人鳴門市医師会

- (1) 災害時における傷病者の収容及び保護
- (2) 災害時における傷病者の治療及び助産
- (3) 救護班の編成等

1 3 一般社団法人徳島県エルピーガス協会鳴門地区会

LPガス施設の防災対策及び災害時における供給対策

1 4 NX 徳通株式会社鳴門支店

貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力

1 5 社会福祉法人鳴門市社会福祉協議会

- (1) ボランティア活動体制の整備
- (2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付

1 6 公益社団法人徳島県看護協会徳島支部

- (1) 災害時における医療救護の実施
- (2) 避難所における避難者の健康対策

1 7 一般社団法人徳島県薬剤師会鳴門支部

- (1) 医療器材等の確保に関する事項
- (2) 医療薬品等の確保に関する事項

1 8 一般社団法人徳島県歯科医師会鳴門市歯科医師会

- (1) 災害時における歯科医療救護の実施
- (2) 避難所等における被災者の災害歯科保健医療
- (3) 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

1 9 陸上自衛隊第14旅団及び自衛隊徳島地方協力本部

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び情報収集
- (2) 市が実施する防災訓練への協力
- (3) 災害派遣の実施(被害状況の把握、避難の援助、遭難者の搜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯・給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去)
- (4) 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

2 0 鳴門商工会議所

- (1) 市が行う商工業関係の被害調査及び応急対策への協力に関する事項
- (2) 救助物資、復旧資機材の確保についての協力に関する事項

2 1 大麻町商工会

- (1) 市が行う商工業関係の被害調査及び応急対策への協力に関する事項
- (2) 救助物資、復旧資機材の確保についての協力に関する事項

2 2 里浦農業協同組合、大津松茂農業協同組合、徳島北農業協同組合

- (1) 被害状況調査及び応急対策への協力に関する事項
- (2) 農作物等の災害応急対策の指導に関する事項
- (3) 救助物資及び応急食料の確保の協力に関する事項

2 3 鳴門市水産振興協議会

- (1) 被害状況調査及び応急対策への協力に関する事項
- (2) 水産物等の災害応急対策の指導に関する事項
- (3) 救助物資及び応急食料の確保の協力に関する事項

2 4 地方独立行政法人徳島県鳴門病院

- (1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事項

- (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関する事項

2 5 徳島バス株式会社

旅客自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項

2 6 鳴門市民生委員児童委員協議会

要配慮者等の安否確認等への協力に関する事項

2 7 鳴門市婦人防火クラブ連合会

- (1) 被害状況調査及び応急対策への協力に関する事項
- (2) 避難所等での避難者の保護に関する事項

2 8 鳴門市自主防災会連絡協議会

- (1) 地域における災害予防及び初期防災活動に関する事項
- (2) 地域住民への情報伝達、避難誘導及び救援措置等への協力に関する事項

2 9 国立大学法人鳴門教育大学

- (1) 学生の安全の確保に関する事項
- (2) 防災教育の普及への協力に関する事項

3 0 鳴門市自治振興連合会

- (1) 地域における災害予防及び初期防災活動に関する事項
- (2) 地域住民への情報伝達、避難誘導及び救援措置等への協力に関する事項

3 1 株式会社テレビ鳴門

- (1) 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事項
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知に関する事項
- (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する事項

3 2 鳴門市水道指定業者協同組合

- (1) 水道施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事項
- (2) 災害時における給水の確保に関する事項

3 3 一般社団法人徳島県建設業協会鳴門支部

- (1) 公共施設の応急復旧への協力に関する事項
- (2) 救出活動等における重機、車両等の建設資機材の提供協力に関する事項

3 4 公益社団法人徳島県建築士会鳴門地域会

- (1) 災害に強い建物づくり、まちづくり活動
- (2) 防災訓練等
- (3) 被災建築物の応急危険度判定への協力
- (4) 被災建築物の応急危険度判定関連業務への協力